

# 新潟青陵大学短期大学部学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、良識ある社会人としての教養と、専門的、職業的な知識と技能を修めさせ、豊かな人間性と創造的な研究心を養い、世界の平和と文化の向上に貢献することのできる人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めることとする。

2 前項の点検及び評価を行うための規程については別に定める。

(学科)

第3条 本学において設置する学科は、人間総合学科・幼児教育学科とする。

2 人間総合学科の教育上の目的は、人生に目的(志)を持ち、それを実現するのに十分な表現能力や豊かな感性とライフスタイルに対応して地域社会に貢献できる知識や技術(多様な資格と検定)を身につけた人材を養成することにある。

3 幼児教育学科の教育上の目的は、幼児教育分野における実践的教育を通して、万物に対する深い愛と広い視野、豊かな感性をもって保育を創造することができる専門家を養成することにある。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は2年とし、在学期間は修業年限の2倍をこえることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、在学年限を超えて在学を希望する者があるときは、教授会において学生の学習意欲等を総合的に判断し、学長が在学を認めることができる。

(学科定員)

第5条 各学科の定員は次のとおりとする。

| 学 科    | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|------|------|
| 人間総合学科 | 200人 | 400人 |
| 幼児教育学科 | 130人 | 260人 |

## 第2章 学年・学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期入学生については、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の二期に分ける。

前期は4月1日から9月30日まで

後期は10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 定期休業日を次のとおりとする。

1. 日曜日及び土曜日
  2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  3. 創立記念日（4月23日）
  4. 春期休業日 3月20日から3月31日まで
  5. 夏期休業日 8月11日から9月30日まで
  6. 冬期休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。
- 3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

### 第3章 授業科目・履修方法及び課程修了認定

(授業科目)

第9条 人間総合学科において開設する授業科目の種類及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

- 2 前項の授業科目は「フィールド」および「ユニット」に区分して編成する。
- 3 幼児教育学科において開設する授業科目は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目とする。授業科目の種類及び単位数は別表Ⅱのとおりとする。

(授業期間)

第10条 一年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることとする。

- 2 各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(単位計算方法)

第11条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義・演習については、15時間ないし30時間の講義・演習をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間ないし45時間の実験・実習又は実技をもって1単位とする。

(卒業要件)

第12条 学生が卒業資格を得るためには、次の各号に定める単位を含め、62単位以上を取得

しなければならない。

1. 人間総合学科の卒業資格を得るための単位数には、ベーシックフィールド中の必修8単位及び同フィールド中の選択科目から7単位を含むものとする。
2. 幼児教育学科は、必修科目32単位に加え、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目から14単位。ただし、一般教育科目については10単位以上を含むものとする。

(遠隔授業)

第13条 学長は、教育上有益と認めるときは、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で学生に授業科目を履修させることができる。

- 2 第12条に規定する卒業資格に必要な単位のうち、前項の授業方法により修得した単位数は、30単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により実施する授業科目については、学長が学期毎に定め学生に通知するものとする。

(単位の授与)

第14条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。試験は学期末又は学年末にその履修した科目について筆記、口述、論文、報告書等によって行う。その成績の評定は、S、A、B、C及びFをもって表し、C以上を合格とする。

(本学以外の教育機関等における学修・既修得単位数の認定)

第15条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む）において履修した授業科目について、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生の短期大学又は高等専門学校の特攻科等における学修その他文部科学大臣が定める学修を本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。
- 4 前項1～3により与えられる単位数は合わせて30単位を超えないものとする。
- 5 本学人間総合学科・幼児教育学科の学生が、他の学科の授業科目を20単位を超えない範囲で履修することができる。
- 6 前項の履修に関する規程は別に定める。

(追試験・再試験)

第16条 病気その他やむを得ない事故のために試験を受けることのできなかつた者には追試験を、単位取得不合格の科目に対しては再試験を行うことができる。

(卒業)

第17条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(免許・資格)

第18条 幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、第12条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 本学幼児教育学科において保育士の資格を得ようとする者は、第12条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

3 本学人間総合学科において衣料管理士の資格を得ようとする者は、第12条に規定する卒業の要件を充足し、かつ社団法人日本衣料管理協会衣料管理士認定規程に定める科目及び単位を修得しなければならない。

4 本学人間総合学科においてビジネス実務士及び観光実務士の資格を得ようとする者は、第12条に規定する卒業の要件を充足し、かつ全国大学実務教育協会規程に定める科目及び単位を修得しなければならない。

5 本学人間総合学科においてフードコーディネーターの資格を得ようとする者は、第12条に規定する卒業の要件を充足し、かつ日本フードコーディネーター協会規程に定める科目及び単位を修得しなければならない。

6 本学人間総合学科において社会教育主事任用資格・社会教育士（養成課程）の称号を得ようとする者は、第12条に規定する卒業の要件を充足し、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令に定める科目及び単位を修得しなければならない。

7 本学において介護職員初任者研修の修了証明書を得ようとする者は、新潟県介護員養成研修事業実施要綱に則って本学が実施する研修を受講し、かつ同要綱に定める修了の要件を満たさなければならない。

## 第4章 入学・退学・休学及び転学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は毎学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
3. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文

部科学大臣の指定した者

4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 文部科学大臣の指定した者
6. 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

（入学の出願）

第21条 本学に入学を志望する者は入学願書に、最終学校長が作成する調査書、推薦書（推薦入学志願者のみ）に選考料を添えて学長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第22条 入学の許可は、入学志願者に対し、推薦書類による選考と、選抜試験によるものとし、教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 社会人、外国人留学生及び帰国子女の入学志願者に対しては、上記によらない特別な選抜を行うことができる。

（入学手続き及び入学許可）

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書・保証書・同意書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 前項の者は、本学所定の誓約書・保証書・同意書により、自身の保証人を届け出るものとする。
- 3 保証人に関する規程は別に定める。
- 4 学長は、前3項に定める入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（退学又は転学、転科）

第24条 学生が退学又は転学しようとするときは、学長の承認を受けなければならない。

- 2 学生が他の学科への転科を希望するときは、学長の承認を得るものとし、その細則は転科に関する規程に定める。

（休学）

第25条 学生は、病気その他やむを得ない理由によって2月以上引き続き欠席しようとするときは、学長の承認を受けて休学することができる。

- 2 休学は継続して1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは引き続き1年に限り延長することができる。この場合において休学期間が終了してもなお復学しない者は除籍するものとする。
- 3 休学期間内にその理由が取り除かれ復学しようとするときは、学長の承認を受けなければならない。
- 4 休学期間は、在学年数に通算しない。

## 第5章 職員組織

(職員)

第26条 本学に、学長・副学長・教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員・技術職員及びその他の必要な職員を置く。

## 第6章 運営会議及び教授会

(運営会議)

第27条 本学に、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、学長及び副学長、事務部長、教務委員長、学生委員長、入学試験委員長並びに人間総合学科長、幼児教育学科長を以て組織する。ただし、必要ある時は、その他の教職員を加えることができる。
- 3 運営会議は、短期大学運営に係る重要事項を協議する。
- 4 その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第28条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び学科所属の助教以上の専任の教員をもって構成する。
- 3 学長は、必要がある場合には、事務部長その他の教職員を出席させることができる。
- 4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  1. 学生の入学、卒業に関する事項
  2. 学位の授与
  3. 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項・その他学科運営に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。
- 6 その他必要な事項は、別に定める。

## 第7章 長期履修学生、科目履修生、特別聴講学生、研究生 及び外国人留学生

(長期履修学生)

第29条 第4条第2項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第30条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(科目履修生)

第31条 本学所定の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者がいるときは、教授会の議を経て、学期毎に科目履修生として学長が許可することができる。

2 科目履修生に対し本学の定める規定により、単位を与えることができる。

3 科目履修生の資格及び納入金を次のとおりとし、その細則は科目履修生規程に定める。

入学資格 学則第19条の規定に準ずる。

選考料 5,000円

授業料 1科目25,000円

(研究生)

第32条 本学教員の指導する専門学科について、特に研究を志望する者がいるときは、教授会の議を経て研究生として学長が許可することができる。

2 研究生の資格及び納入金を次のとおりとし、その細則は研究生規程に定める。

入学資格 1. 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学を卒業した者  
2. 前項と同等以上の学力を有すると認めたる者

選考料 20,000円

授業料 250,000円(年額)

(外国人留学生)

第33条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考のうえ、入学を許可する。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

## 第8章 生涯学習

(公開講座等)

第34条 本学は、生涯学習機関として、学生及び地域住民に対して学習の機会を提供し、社会の発展及び文化の向上に貢献するものとする。

2 前項の目的を達成するために、公開講座等を開催することができる。公開講座等の開催については、教授会の議を経て、学長が決定する。

## 第9章 授業料その他の学校納付金及び奨学金

(選考料、入学金、授業料)

第35条 授業料その他の納付金を次のとおりとする。

|       |              |
|-------|--------------|
| 選 考 料 | 30,000円      |
| 入 学 金 | 250,000円     |
| 授 業 料 | 620,000円（年額） |

（欠席又は停学中の授業料）

第36条 授業料は欠席又は停学中であってもこれを減免しない。

（休学中の授業料）

第37条 授業料は第25条によって休学したものに限り、次期以降の分納額を徴収しない。

ただし中途退学した者は、その期の授業料を納めなければならない。

（退学、除籍の授業料）

第38条 退学、除籍のものであっても既納の授業料を返さない。又未納のときは直ちに納めなければならない。

（授業料の延納）

第39条 やむを得ざる事由により、授業料を延納しなければならないときは、その旨直ちに届け出て許可を得なければならない。届け出なくして授業料の納入を怠り、督促を受けても納入せず滞納した者は除籍する。

（成績優秀にかかる授業料を免除、若しくは学資を貸与）

第40条 成績優秀にして学内生活に寄与するところ顕著な者には事情により教授会において選考の上授業料を免除、若しくは学資を貸与することがある。

## 第10章 賞 罰

（表彰）

第41条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

（懲戒）

第42条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

（1）性行不良で改善の見込みがない者

（2）正当な理由がなく、出席しない者

（3）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 新潟青陵大学短期大学部学生の懲戒に関する規程は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和40年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和43年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和46年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和47年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和50年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和56年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和57年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和60年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和61年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和63年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成4年4月1日から施行する。

(服飾美術科及び幼児教育科の存続に関する経過措置)

改正後の第3条及び第5条並びに第17条第2項、第3項の規定にかかわらず平成3年度以前の入学生は従前のおりとする。

(学生定員に関する臨時措置)

第5条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

| 年度<br>学科 | 平成4年度 |      | 平成5年度<br>～<br>平成11年度 |      | 平成12年度 |      |
|----------|-------|------|----------------------|------|--------|------|
|          | 入学定員  | 収容定員 | 入学定員                 | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 |
| 生活文化学科   | 170人  | 270人 | 170人                 | 340人 | 170人   | 270人 |

附 則

(施行期日)

この規則は平成5年4月1日から施行し、平成5年度入学生から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成6年4月1日から施行する。ただし、第35条については平成6年度入

学生から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成7年4月1日から施行する。ただし、第35条については平成7年度入学生から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成9年4月1日から施行する。ただし、第35条については平成9年度入学生から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成13年4月1日から施行する。ただし、第36条については平成13年度入学生から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は平成15年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項については、平成14年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成16年4月1日から施行する。

(生活文化学科及び国際文化学科の存続に関する経過措置)

改正後の第3条及び第5条並びに第17条第3項、第4項、第5項の規定にかかわらず平成15年度以前の入学生は従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

この規則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成18年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は2020年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は2021年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は2022年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は2023年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は2024年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は2025年4月1日から施行する。

## 新潟青陵大学短期大学部学則施行細則

(目 的)

第1条 この細則は、学則を補完することを目的とする。

(位 置)

第2条 本学の位置は、次のとおりとする。

新潟市中央区水道町1丁目5939番地27

(名 称)

第3条 本学に、次の学科を置く。

人間総合学科

幼児教育学科

2 前項の学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 学科     | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|------|------|
| 人間総合学科 | 200人 | 400人 |
| 幼児教育学科 | 130人 | 260人 |

(資格取得)

第4条 保育士の資格を得るためには、幼児教育学科に属し、学則別表Ⅱに掲げる授業科目のうち次の保

育士必修科目の単位をすべて修得するとともに、保育士選択必修科目の中から、保育実習Ⅱ又は保育実

習Ⅲ2単位以上、保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ1単位以上を含めて9単位以上修得し、かつ、学

則第12条に規定する卒業要件を充足しなければならない。

2 保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲについては、厚生労働省による「指定保育士養成施設の指定及

び運営の基準について」の中の「保育実習実施基準」に基づき、2単位につき実時間にして10日間以上80時間以上の実習時間とする。

| 保育士必修科目           | 単位数 | (時 間<br>数) |
|-------------------|-----|------------|
| 体 育 講 義           | 1   | 15         |
| ス ポ ー ツ           | 1   | 30         |
| 保 育 原 理           | 2   | 30         |
| 教育原理(教育の制度・経営を含む) | 2   | 30         |
| 子 ども 家 庭 福 祉      | 2   | 30         |

|              |    |       |
|--------------|----|-------|
| 社会福祉概論       | 2  | 30    |
| 子育て支援        | 1  | 30    |
| 社会的養護Ⅰ       | 2  | 30    |
| 保育者論         | 2  | 30    |
| 発達心理学Ⅰ       | 2  | 30    |
| 教育心理学演習      | 1  | 30    |
| 子どもの保健       | 2  | 30    |
| 子ども家庭支援の心理学  | 2  | 30    |
| 子どもの健康と安全    | 1  | 30    |
| 子どもの食と栄養     | 2  | 60    |
| 子ども家庭支援      | 2  | 30    |
| カリキュラム論      | 2  | 30    |
| 保育内容総論       | 1  | 30    |
| 健康指導法        | 1  | 30    |
| 人間関係指導法      | 1  | 30    |
| 環境指導法        | 1  | 30    |
| 言葉指導法        | 1  | 30    |
| 表現（造形・身体）指導法 | 1  | 30    |
| 表現（音楽）指導法    | 1  | 30    |
| 乳児保育Ⅰ        | 2  | 30    |
| 乳児保育Ⅱ        | 1  | 30    |
| 特別支援保育論Ⅰ     | 1  | 30    |
| 特別支援保育論Ⅱ     | 1  | 30    |
| 社会的養護Ⅱ       | 1  | 30    |
| 音楽Ⅰ          | 1  | 30    |
| 音楽Ⅱ          | 1  | 30    |
| 図画工作Ⅰ        | 1  | 30    |
| 体育Ⅰ          | 1  | 30    |
| 保育実習Ⅰ        | 4  | 180   |
| 保育実習指導Ⅰ      | 2  | 60    |
| 保育実践演習       | 2  | 60    |
| 合 計          | 54 | 1,305 |

| 保育士選択必修科目   | 単位数 | (時間<br>数) |
|-------------|-----|-----------|
| 教育心理学       | 2   | 30        |
| 発達心理学Ⅱ      | 2   | 30        |
| 臨床心理学       | 2   | 30        |
| 幼児理解        | 2   | 30        |
| 教育相談        | 1   | 15        |
| 保育実践と環境デザイン | 1   | 30        |

|         |    |     |
|---------|----|-----|
| 教育方法論   | 1  | 15  |
| 音楽Ⅲ     | 1  | 30  |
| 音楽Ⅳ     | 1  | 30  |
| 図画工作Ⅱ   | 1  | 30  |
| 体育Ⅱ     | 1  | 30  |
| 保育実習Ⅱ   | 2  | 90  |
| 保育実習Ⅲ   | 2  | 90  |
| 保育実習指導Ⅱ | 1  | 30  |
| 保育実習指導Ⅲ | 1  | 30  |
| 合計      | 21 | 540 |

(履修認定等)

第5条 履修方法等については、新潟青陵大学短期大学部履修規程に定める。

(学納金)

第6条 幼児教育学科の保育士資格並びに幼稚園教諭二種免許状を取得する場合の納入金は、学則第35条によるもののほか、次の実習費を納入しなければならない。

保育士資格を取得する場合

| 1年次     | 2年次     | 計       |
|---------|---------|---------|
| 15,000円 | 15,000円 | 30,000円 |

幼稚園教諭二種免許状を取得する場合

| 1年次     | 2年次     | 計       |
|---------|---------|---------|
| 12,500円 | 12,500円 | 25,000円 |

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行し、2024年度入学生より適用する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行し、2025年度入学生より適用する。2024年度以前の入学生は入学した年度の学則施行細則を適用する。